

森林と大地と人が輝くまち

しもかわ GIKAI

No.186
令和元年

11

第3回定例会「こどものもり 保育料無償化に」	2~4
第5回臨時会「菓子製造施設に係る減額貸付案」を可決	4
監査委員決算審査報告	5
下川のここが聞きたい「一般質問」6名の議員が登壇 ...	6~12
第13回井戸ばた会議の報告	13
議会モニターからの意見	14

表紙の写真 「サロン合同収穫祭」より



定例会のあらまし

第3回定例会は、9月18日から20日までの3日間開かれました。町から、条例改正、補正予算等が提案され、条例1件が修正可決、それ以外の議案については原案可決しました。議員提出の意見書1件を可決し、一般質問では6人の議員が町長に考えを問いました。



◆下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例

子供・子育て支援法の一部を改正する法律ほか関係政省令が改正され、一部を除き、令和元年10月1日付で施行されることから関連する文言等の改正を行うものです。

また保護者の就労スタイルが多様化している中、「こどものもり」の入園希望が増加していることから、利用者の受け入れを拡充するものです。

主な改正内容は、法令改正により幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、関連する所要の措置を講ずること及び、保育ニーズの高まりに因應するため、「こどものもり」の定員を増員するものです。

◆無償化の対象はごま

保育料無償化の対象年齢は、①3歳から5歳まで（小学校就学前）の子ども、②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子どもとなります。

対象施設は、「こどものもり」のほか、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって市町村の確認を受けたものとなります。

無償化の対象は「保育料」となりますが、教材費等については給食費を除き、引き続き実費が必要となります。

森のなかヨックルの使用料別表 改正案を修正可決

◆下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

物価上昇、消費税増税等による施設運営費の増加を考慮し、利用料金等の規定を改正することにより、施設の安定的な運営とサービス向上に資することを目的として、3施設の条例を改正するものです。

◆改正案の上限額は

美桑の宿泊体験料を「10,285円」から「20,000円」、五味温泉の宿泊料を、一人あたり「6,172円」を「10,000円」、森のなかヨックルの使用料をA棟であれば「5日まで1日7,200円」を「9日まで1日20,000円」とするものです。施設には設置の目的があり、他の公共施設使用料等改定と併せて検討すべきものと修正動議が提出され、森のなかヨックルの使用料別表を削除した修正案を可決。修正議決した部分を除く原案についても可決しました。



(上) 地域間交流施設「森のなかヨックル」
(中央) 環境共生型モデル住宅「美桑」
(下) 五味温泉



ことば

修正動議・・・ 原案に対し、議員が修正の提議を行うとき、提出する動議のことをいいます。

総務産業常任委員会意見（抜粋）

委員会審査報告の詳細はYouTubeから 



議案第1号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例

- 町は子育てや人材育成に力を入れている。保護者、現場の保育士及び教員等から組織する「（仮称）地方版子ども・子育て連携会議」を設置して、子育て案件を専門に検討すべきである。

議案第3号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

- 使用料等の改正について、税負担における公平性の観点を含めて、町民に速やかに周知すべきである。

議案第4号 下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

- 施設にはそれぞれ設置した目的がある。経営の状況が異なるため、一体的に扱うことは適当ではない。
- 地域間交流施設は、他の公共施設の使用料等の改定が見込まれていることから併せて検討すべき。
- 今後の使用料等の改正には識見を有する第三者を入れて検討すること。

議案第6号 令和元年度下川町一般会計補正予算（第3号）

- 事務事業の執行にあたり、法令等遵守の認識が欠如している。今後は法令等を遵守する厳格な姿勢で町政を執行すること。
- 映画予算の支出に際し、覚書を交わす、または補助金等交付規則による所定の手続きを行うなど、適正な手続きにより支出すること。

令和元年第3回定例会に提出された議案と結果（9月18日～9月20日）

件名	結果
○ 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例	可決
○ 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	//
○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	//
○ 下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	修正可決
○ 下川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	可決
○ 平成30年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について	継続審査
○ 平成30年度下川町公営企業会計決算認定について	//
○ 教育委員会委員の任命について（小西 貴弘氏）	同意
○ 平成30年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告済
◎ 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	可決

令和元年度補正予算

会計	補正額	補正後の額	主な補正内容	結果
○ 一般会計（第3号）	3,990万円	51億4,232万円	プレミアム付商品券事業補助金、五味温泉喫煙室改修工事など	可決
○ 特別会計 下水道事業（第2号）	0円	2億817万円	消費税10%適用に伴う使用料（総額の変更なし）	//
○ 特別会計 簡易水道事業（第2号）	57万円	1億983万円	公課費、消費税10%適用に伴う使用料	//
○ 特別会計 国民健康保険事業（第2号）	118万円	4億7,331万円	過年度分保険税還付金	//

※○町長提出議案 ◎議員又は委員会提出議案



菓子製造施設に係る減額貸付案を可決

◆財産の減額貸付けについて

3月25日に開催された平成31年第3回臨時会にて議案撤回した案件を再提案するものです。総務産業常任委員会では「住民合意が得られない」と判断せざるを得ない「本事業は新たな産業による集落の活性化、障がい者の雇用を促すことから、有意義な事業である」などの意見がありました。

本会議では「町民の合意形成を図る努力を示さぬまま議会の同意を取り付けるのは町民・企業に対して失礼」「目

先の利害を強調することより、町民の利益になつていくかを考え、この事業を推進すべき」などの反対・賛成討論があり、採決の結果、起立多数により原案どおり可決しました。

令和元年第5回臨時会に提出された議案と結果（7月24日）

件名	結果
○ 財産の減額貸付けについて（下川町郷土資料展示保存施設 延床面積139.89㎡ほか）	可決
○ 議会の議決に付すべき工事請負契約について（元町団地公営住宅（A棟）建設工事）	//
○ 議会の議決に付すべき財産の取得について（デスクトップパソコン、周辺機器一式ほか）	//
○ 議会の議決に付すべき財産の取得について（管理サーバー一式ほか）	//
○ 議会の議決に付すべき財産の取得について（ノートパソコン、ソフトウェアほか）	//
○ 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（下川町一般会計補正予算（第2号））	承認

※○町長提出議案 ◎議員又は委員会提出議案

監査委員 決算審査報告 8/27~30

代表監査委員 高橋 水哉
監査委員 宮澤 清士

各種会計決算及び公営企業 会計決算審査意見（抜粋）

各種会計（6会計）

●一般会計

予算の執行は適正なものと判断する。

地方債（借金）残高は減少したものの基金（貯金）

残高も減少し、経常収支比率は減少する一方、公債費負担比率は上昇している。

各種事業の推進や各種施設の維持管理によって、基金の取り崩しが行われた結果、平成23年度以降で基金残高が最も減少している。

今後、地方債（借金）の償還ピークを迎えることが予測されていることから、将来に対する負担が増加するものと思われる。

行財政改革によって経費の節減や縮減の方策を検討するとともに、公共施設等の収支を検証し、行政サービスを継続させていくために適切な受益者負担を検討するなど、効率的な財政運営を推進することが重要である。

●5 特別会計 （下水道事業など）

予算の執行は適正なものと判断する。

公営企業会計

●病院事業会計

予算の執行は適正なものと判断する。

医療看護体制や医療機器整備等の充実が図られていることから、病床稼働率の改善などにより経営の効率化によって更なる収支改善

を図り、医療と福祉が連携した体制を構築し、町民の日常医療を担う病院経営を期待する。

財政健全化審査意見（抜粋）

●実質赤字比率

●連結実質赤字比率

赤字がなく早期健全化基準に該当せず、良好な状態であると認める。

●実質公債費比率

比率は4.6%であり、早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認める。

●将来負担比率

比率は41.4%であり、早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認める。

●資金不足比率

下水道事業・簡易水道事業・病院事業会計も資金不足比率・剰余額が黒字であり、経営健全化基準にも該当せず、良好な状態であると認める。



理事者講評する谷町長（中央）



（左から）宮澤監査委員、高橋代表監査委員



ことば

決算審査・・・町長から提出された一般会計、特別会計、公営企業会計の決算書や関係書類について、計数が正確であるか、また予算の執行や事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査します。

下川のここが聞きたい ― 一般質問

第3回定例会では6名の議員が一般質問を行いました。
町のさまざまな課題等について、議員が町に考えをたずね「一般質問」。
質問方法は「一括質問方式」と「一問一答方式」があります。（下記参照）

小原 仁興 議員（7ページ）



（一問一答）

○菓子製造施設について

斉藤 好信 議員（8ページ）



（一問一答）

- 福祉の概念について
- 高齢者の避難誘導対策について
- 18歳政治参加について

我孫子 洋昌 議員（9ページ）



（一問一答）

- 公区制度について
- 事業や政策の進捗管理について

中田 豪之助 議員（10ページ）



（一問一答）

- 下川町における青少年教育について
- 行政改革大綱について

衰谷 春之 議員（11ページ）



（一問一答）

- 指定管理者制度について

春日 隆司 議員（12ページ）



（一問一答）

- 財政運営計画と政策予算について
- 吉本興業との連携プロジェクトについて
- 移住政策の課題と展望について

- ・質問と答弁を要約して掲載しておりますので、詳細につきましては、下川町ホームページ、行政情報コーナー（役場庁舎・公民館・ハピネス）にある本会議議事録をご覧ください。
 - ・一般質問を録画したDVDを町民会館図書室で貸し出しを行っています。
 - ・【YouTube】QRコードを読み取ると各議員の一般質問の映像が見られます。
- 注）公開には一定の期間を要することがあります。

下川町ホームページ（本会議議事録）はこちらから



ことば

- 一括質問方式・・・ 議員が質問項目全を一括して質問し、その後、理事者からその質問項目について、一括して答弁を行います。質問回数は3回までとなり、時間に制限はありません。
- 一問一答方式・・・ 1つの質問ごとに理事者から答弁を行います。質問回数に制限がなく、時間は1時間を限度としています。



小原 仁興 議員

事業の永続継続を言質ある言葉で示すべき

町長 連携2者と折衝で未来永劫持続可能な状態に

菓子製造施設について

質問 質問通告は3点①工場の工事施工をしないのはなぜか。②関係者と密な関係を築いているか。③公開されている資料に、説明を受けていない現地法人の情報がある。説明を求めらる。

町長 ①連携2者の意思決定が見られていないため施工ができない状況である。②運営主体法人の立ち上げと、提携2者の全面的な協力を確認している。③4月の選挙後説明が抜け落ちていた。配慮に欠けていた。お詫び申し上げる。

再質問 ③の説明がされていない内容は(1)町民に対し当該事業について適切な説明をすること。(2)議会・町民・関係機関・行政が一体となった推進体制が整うまで工事発注を行わないこと。またそれまで当法人を現地法人や施設貸付先として決定しないこと、とある。議

員・連携2者、加えて今回の町民への説明を求める現地法人予定者の意思を町長はどう捉えるか。

町長 デリケートな問題であり、安易な説明会や情報開示は危険である。関係する団体・有識者には説明をしているので一般的な説明会は割愛している。

企業誘致には相手側がいる話であり、配慮が必要である。ご理解いただきたい。

再質問 (2)は更に問題であり、法的にできる施工が、外部の意見で工事が止まっている、工事発注のプロセスに問題があるのではないか。

議長 まず現地法人の申入れがされた町の対応はどうであったか詳しく説明しないと堂々巡りである。申入れに対して町としてはっきり断ったのか検討したのか明らかに答えること。

政策推進課長 (時系列の

説明はするが町の対応には触れずに説明が終わる)

再質問 これは検討したのか断ったのか答えてほしい。

政策推進課長 現地法人は本事業推進に協力することである。

※質問と回答が乖離しているため困惑する。

再質問 (2)は工事発注と施設貸付先は決定しない、との要求だが、減額貸付に係る当事者であり、この通りに読めば相手先が無いまま、議会で審議され可決されたことになるが、前回の減額貸付の相手はどこなのか。

政策推進課長 貸付先は一般社団法人のSDGsチャレンジセンターである。

再質問 6月26日に提携2者と協議をしたようだが、その内容においては、覚書等を交わす用意はあるのか。

政策推進課長 10月2日に向け精査しており、覚書も協議しながら検討したい。

再質問 多様な人材の雇用との事だが、障がい者の家族等も雇用対象になるのか。

政策推進課長 10月2日に連携企業先との折衝で確認したい。

再質問 事業継続は相手側が決定権を握っている。町民も確たる事業継続を確信しないと安心できない。この事業は数年で形骸化することが絶対にならないということを明確に示していただきたい。町長の口から言質ある発言を求める。

町長 10月2日に連携企業先と最終的な協議をする。強い意志で臨み、未来永劫持続可能なものにしていくだけ、そういう事業参画にしていきたい。

齊藤 好信 議員

高齢者の避難所誘導対策を進めるべき

町長 自主防災組織を公区に推進していきたい



福祉の概念について

質問 所信表明において、

人口減少、少子化など多くの課題が山積しており、「地域経済の活性化」とともに「町民福祉の向上」が最重要課題であると述べられたが、町長の目指す「町民福祉の向上」とは、どのような理念、考えなのか。私は町民の生活の不安を取り除くことが根底になければならないと思うが。

町長 町民意向調査の満足

度が低かった「働きながら子育てをしやすい環境」では、下川町認定こども園の財政規模の拡大、一時保育の受け入れ対象を拡充し定員を増員してまいりたい。「高齢者福祉サービスの提供」では、地域包括支援センターを中心に情報共有を図り、高齢者が住み慣れた地域で生活することができるようになりたい。町の財政が厳しいという制約の中、町民に身近な施策を一つ一つ積み重ねていく。

再質問

財源が厳しいのであれば非課税にならない低所得者に対し、町独自の施策として、例えば課税額の第三、第四階層区分の方から段階的に通学費支援、医療費の無料化を検討する考えがあるか。

町長 現実に、今財政上は

非常に厳しい段階に来ており、様々な制度の上乗せは厳しい状況にある。内部的にも、しっかりと協議を進めていきたい。

高齢者の避難誘導対策

質問 災害時における対策

として単身生活をされている高齢者の把握は万全にすべきであると同時に、万が一のために避難所への誘導対策の取り組みを進めるべきではないか。

町長 災害対策基本法において、避難行動要支援者名

簿の策定が明記されており、高齢者等を把握している。避難所への誘導対策の取り組みは、要支援者を含め、

町民が安全に避難できる体制の整備は大変重要だと考えている。

税務住民課長 要支援者名簿には206名、独居生活

の方44名、高齢者夫婦8世帯、要配慮者と70歳以上の同居者39名と把握している。

町長 公区においては、自

主防災組織が必要になる。すべての公区に推進していきたい。

18歳政治参加について

質問 平成27年に公職選挙

法が改正され選挙権年齢が18歳になりその後、国政選挙、統一地方選挙等がありました。下川町において18歳から20代の投票率はどのようになっているのか。

また政治参加を促す取り組みをされているのか。

選挙管理委員会事務局長

18歳、19歳の投票率は52.8%、20歳代は抽出調査で75%と回を追うごとに増加傾向にある。政治や選挙への関心を高める機会の提供

に努める。

模擬議会的なものを進めている事例もあり検討したい。



災害発生時の避難所にもなっている下川中学校（左）、スポーツセンター（右）



我孫子 洋昌 議員

「2030年」は達成目標として、 いま困っている人への対策は

町長 毎年しっかり検証して進めたい

公区制度

質問 約60年続く公区制度は、人口減と高齢化が続く状況のもと、①公区役員や活動の担い手不足の認識と、②公区設置条例の見直しについて伺う。

町長 ①公区長へのアンケート調査を基に課題解決に向け議論を進めたい。②公区長との意見交換や、公区の意向も踏まえて今後検討したい。

再質問 時間が迫っている問題だ。新しい公区のある方を検討すべきではないか。
町長 公区は災害時など不可欠な組織。住民の負担を軽減し持続可能なものとする方法を考えたい。

事業や政策の進捗管理

質問 ①菓子製造施設整備事業の進捗状況。②「SDGsパートナーシップセンター」の設立及び検討状況。③町内商工業の現状把握及び商工会との連携状況。④2020年国勢調査における

る人口目標と取組状況及び達成見込みについて、それぞれ伺う。

①菓子製造施設整備事業
町長 現在、連携企業からの宿題への対応と事業推進に向け協議を行うため調整中である。

再質問 「宿題」とは何か。
政策推進課長 (1)事業の支障となりうることは、あまり望まない点
(2)町の情熱が十分伝わってこない点。
(3)町の今後の施策がどう反映されるか不明な点。

再質問 町長は、町内を束ねて協議に臨むとともに、関係団体との信頼関係をしっかり構築すべき。協議後の予定は。
政策推進課長 遅くとも11月上旬には着工し、来年4月末にプレオープンできるように検討したい。

②「SDGsパートナーシップセンター」の状況
町長 本年3月に政策推進

課に設置した。
再質問 町民へ広く告知していない理由は。
政策推進課長 事業の実施により、具体的に町民の皆さんに広く知っていただき、理解が深まるように普及展開を進めたい。

③町内商工業の現状把握等
町長 直近3年間で8件の廃業を把握。商工会事務局や会員との日常的な情報交換や共有を図り、連携をとっている。

再質問 後手を踏んでしまう対応ではないか。
町長 中小企業振興基本条例を今年度改正させていただき、明年度執行していきたい。

再質問 今年度の対策を設けて取り組み、町民の不安を取り除くべきではないか。
町長 住民の理解を得られた中での業種、業態について情報収集、共有しながら今後も進めたい。

④人口目標と取組状況ほか

町長 目標は無いが「下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂で人口推計や分析を行いたい。
再質問 「2030年にあるべき姿」を掲げているが、困っている人は今困っている。10年経てば対策が出来るからいいということではなく、毎年毎年の成果の積み重ねが大事ではないか。

町政課題一つ一つに対する、いわゆる「納期管理」、そして事業の進捗管理をしっかり進めていただきたい。
町長 様々な施策やインフラのうち、形骸化したり、傷んだもの等々、時代の変遷の中であつたかと思う。今後は選択集中、あるいは一定程度のスクラップビルドというのをしっかり考える時期にきていると思う。8次の行政改革の中でしっかり進めながら、下川町のありたい姿を毎年検証し、積み重ねながら、2030年の目標に向けて進めていきたい。

中田 豪之助 議員

行政は「聞く、伝える」をしっかりと 長期的な視野での教育、研修を!

町長 地域の住民や地域とコミュニケーションを図り行政運営を進める



下川町における青少年教育について

質問 少子高齢化、価値観の多様化、インターネットの進展、家庭形態の変化などにより、地域のつながりや支え合いが薄れ、学校、地域、家庭の教育力の低下が懸念される。下川の学校の先生は若い人ばかりと聞いた。情熱はあるけれども経験が不足しているのでは。

教育長 傾向として、若い教職員が小・中・高とも多い。本年度、小学校については、中堅の先生が2名入った。

再質問 SNSによるいじめも心配される中、いじめの問題に対して、対策チームや専門家のアドバイスを受ける組織はあるか。

教育長 重大事案に相当するものに対して、専門委員会がある。弁護士、精神科医、大学の教授、カウンセリングのできる方、4名委員している。専門委員会まで至った事案は平成29、30、

31年ともない。

再質問 本町では、不登校の子どもの居場所がないと聞いた。名寄には適応指導教室というのがあり、登校したとカウントされるらしい。下川では、そのような場をつくる考えはあるか、なければ広域連携して対策を取る考えは。

教育長 数人登校に至っていない子供がいる。現在、病気という診断が出ている。適応指導教室、これは大きな課題。実は相談を受けているケースもある。今月、学校経営会議、義務教育経営会議があるので、名寄市の実態も含めて調査し、どのような展開方法があるかを含め今後検討していく。

再質問 SDGs事業としての「未来人材育成プログラム構築事業」とは何か。年次計画などあるか。

政策推進課長 子供の頃に地域の文化、産業などをよく理解すれば、卒業後町外へ行ってももう一度戻ってきたい、もう一度住みたい、

町外からでも応援する。そうなるような学びの場づくりを目指す事業である。

行政改革大綱について

質問 8次行革大綱には情報発信、町民参加のルールづくりとあり、職員間のコミュニケーション力を高めるとある。どちらも、伝える、聞くということが問題になっている。町民に対しても役場の中でも伝える、聞くに問題があるのでは。

総務課長 今年度、次の世代を担う管理職から、コミュニケーション、あるいは企画立案能力を向上する研修を集中的に行っている。また1、2年目の職員にもコミュニケーション能力向上も含め追加的研修を実施している。

再質問 職員には、システム思考など苦手な人が多いと思う。システムエンジニアの入門研修が業務の効率化には大変役に立つ。

町には今一丁の会社が来

ているので、そこへ研修に行くとか、来てもらうとスキルの上になる。総務省の自治体戦略2040年構想では20年後にはAIやロボットの自動処理で、人間はお客さんとの接遇や、企画立案、人でなければできないようなことに特化していかないと、仕事が無くなるとあった。今からの未来人材育成として、長期的な視野を持ち、研修や学校の教育をお願いしたい。

町長 画期的なご意見をいただいた。行政というのは本来、地方自治のなかで団体自治を担っており、住民が自治を進めることをサポートするという役割。あまり行き過ぎた自治を行政から進めると、いろんな歪みが出てきて、住民の自主性が自立性が損なわれていく可能性があり、職員がしっかりと地域の住民や地域とコミュニケーションを図り、行政運営を進めていくのが大事である。



衰谷 春之 議員

パークゴルフ場の十分な管理体制構築を

教育長 管理者へ改善指導を行っている

指定管理者制度について

質問 ①民間事業者を指定管理者とすることにより、具体的にどのようなメリツトが期待できるのか。
②地方公共団体から指定管理者へのチェック体制としては、どのような手段を取ることができるとか。

町長 ①住民サービスの向上が期待できるとともに、経費の削減等が可能になること。今年度多くの施設で指定管理者の更新時期を迎えることから、管理の状況や効果について検証したい。
②毎年度終了後、指定管理者から、その施設等の管理業務に関して事業報告書を提出することとされているほか、管理業務等の状況に關し報告や指示をすることができると。前段の方法や現地確認等によりチェックや指導を行っている。

質問 ③万里長城パークゴルフ場の十分な管理体制を

図る必要があり、下川町パークゴルフ協会と連携を図ることが望ましいと考えるが、今後の管理について。

教育長 初心者が利用しやすい環境整備に留意している。芝の長さや良好な芝を育成するための肥料の散布、凹凸部分の修繕などが求められている。下川町パークゴルフ協会をはじめ、利用者からの意見・要望については、速やかに指定管理者に口頭や文章で伝え、改善指導をしている。

屋外の天然芝であることから、管理するための機械設備や人的配置等の課題もあり、指定管理者と意見交換を行っているところである。本年度末で基本協定の5年が経過することから、モニタリング評価を行い、次年度以降の在り方について検討していきたい。

再質問 現在コース内での芝が非常に悪い状況である。地盤が悪く、歩いている時

に窪みにはまり怪我也考えられる。その様な課題が多いことから、シーズン前に必ず教育委員会と指定管理者、そして下川町パークゴルフ協会と事業の詳細な打ち合わせを行う考えはあるか。

教育長 万里長城パークゴルフ場の改修については、昨年度末にも協会の皆さんと現場を確認しながら、パークゴルフ場が閉じている期間に改修できる部分、オープンしながら改修するべき部分、それぞれ洗い出しに努めているところ。ただ、状況が年数によって変わっていく部分もあり、優先順位をつけながら改修については進めていく所存である。

再質問 できるのであれば、下川町内のパークゴルフ場だけではなく、近隣のパークゴルフ場の状況も、教育委員会と指定管理者で整備状況の確認を進めるべきではないかと思うが、そのよ

うな考えはあるか。

教育長 近隣の見学や、より良い機械設備の導入など、ノウハウが不十分な部分もあるのかもしれないので、研究を進めながら、適切な指定管理が確保できるように努めてまいりたい。



改修・改善が求められた万里長城パークゴルフ場

春日 隆司 議員

年度中、なぜ「住まい補助」の支援が打切られたのか

町長 財政状況から補助を続けることは困難である



基金（貯金）取りくずし

質問 約2,800万円の基金取りくずし計画が、現在約1億円取りくずされている。

町長 今後、除排雪費や補助金など取りくずしが増加する要素がある。

副町長 基金取りくずし額（約1億円）は、大きく変動しないと思う。

再質問 基金取りくずしが増え財政はさらに厳しくなる。取りくずし計画を尊重することを、執行側、議会、町民の方も共有しなければ、将来世代への負担が増していく。

住まい補助の支援打ち切り

質問 町はこれまで20年来、町民要望に応え、年度途中でも補正予算を組んできたが、町民への補助が途中で打ち切られたのはなぜか。

町長 財政状況から住まい補助を続けることは困難である。補助金の見直しに着手した。

再質問 お金がないのとこのことで、町民へ補助するとの約束が守られていない。条例改正などの措置が必要ではないか。例年どおり補助を期待していた町民には、民法上期待権が認められる。

副町長 条例の目的が変わったわけではない。予算の範囲内で執行していく。今年度は上限を設定した。

再質問 今年の住まい補助の支出は不平等である。町民生活の足元に目を向ける時にきている。財政が厳しい中にあるにも前を向いて持続していく必要がある。

吉本興業との連携

質問 吉本芸人の反社会的会合での営業問題は政府の見解なども出ているが町長

の公式見解は。

町長 正すところは正し、健全化を図っていただきたい。

再質問 吉本映画製作は撮影も完了しているが、契約などを交わしているか。吉本事業の目的とこれまでの経費総額は。

町長 町の魅力を映画を通じて発信し観光振興や特産品振興などにつなげていくことが目的。インターネット上での資金調達が基本。不足分は町と吉本が協議の上負担をする。

町は現地口ケの宿泊や移動費、機材現地調達費などを負担。契約などはない。これまで約995万円の支出を予定。

再質問 口約束だけの公金支出は可能か。

副町長 負担額は協議して決め、請求をいただいて負

担をしていく。

移住政策の課題と展望

質問 この3年間、46人が移住されたが何人流出したか。移住政策に費やしたお金は。今後の課題と展望は。

町長 流出者は6世帯11人。経費総額は1億5,077万円。さらなる取組が必要。比較優位を前面に様々な切り口から共感を得た方々を対象にアプローチをしていく。

再質問 移住政策の基本的な考え方は。

町長 発信力を高めていくことが非常に大事である。メディアや様々なプロモーションの機会に取り組んでいきたい。

第13回「井戸ばた会議」

「町民と議員との対話」



各テーブルで対話に熱が入ります

<p>「消費税の上昇と 商店街対策」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町では商品券は燃料代に変わりやすい。効果に疑問。 ・ 子育て世代や非課税世帯向けに何かできないか。 ・ IP電話で商店のチラシ情報を出せないか。 ・ しもりんポイントの付与の仕方（植樹祭に参加したら2pt、議会を傍聴したら2ptなど） ・ 空き店舗を利用して高校生の実習ができないか。
<p>「平等、公正」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の高校生が卒業後下川町に残るような取組はできないか（事業所、農家で職業体験など） ・ 長年地元に住んでいる町民に対しての応援（助成など）と移住者に対してのそれは果たして平等、公正か。 ・ 名誉町民の基準、選考が町民に明らかではない。名誉町民は立場的に行動の制限等があるのか。町外に出た時にその立場、など見直す時期ではないか。
<p>「公共施設の維持 管理・施設の運営」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長は適切に配置しているか。 ・ 菓子製造施設の説明が後手後手になっている。もっと議論が必要。
<p>「その他」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カタカナ、英略字が多くて分かりにくい ・ 町が決定した経緯が見えない。自分の情報収集が追いつかない。不信が残る。 ・ 消防署の移転計画について、計画地は水害リスクも高く、災害・救急対応を考えると町の中心で考えるべきでは。

8月27日(火)バスターミナにて第13回「井戸ばた会議」を開催しました。改選後、臨時議会などもあり例年よりも開催が遅れましたが、多忙の中9名の方に参加いただきました。ありがとうございました。

今回は「公共施設の維持管理・施設の運営」というテーマを議会から提案させていただき、その他に町民の方からテーマを募ったところ「消費税の上昇と商店街対策」、「平等・公正」の2つが出され、この3テ

ーマを3テーブルで対話を進めました。途中で別のテーマについて聞きたい話したい方は自由に別テーブルに移り対話を進めました。最後にテーマごとに壁新聞を作成、発表をして全体

で対話を共有、議会と町民の対話について議長がコメントし終了しました。議会活動に大変参考になるご意見をいただきましたので一部をご紹介します。

議会モニターからのご意見・ご感想

前号でご紹介しました、今年度の「議会モニター」の皆様から寄せられたご意見、ご感想を紹介いたします。今回は、6月の第2回定例会、7月の臨時会および録画配信、前号の議会だより他についてのものとなっています。

いただいたご意見等を参考に、今後もより良い議会活動・運営につなげていきたいと思っております。

議会傍聴した感想など	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会審査の傍聴ができることを町民に周知してほしい。決定への経緯は委員会の方がわかりやすい。委員会審査の際に、部外秘の情報の扱いで、「開かれた議会」「開かれた町政」といえるか疑問を持った。 ・一般質問の質疑を聞いて、限られた時間内で効率よく効果的に話すことを学んでほしい。
インターネット配信	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は音声・映像が途切れがちでしたが、改善されていると思う。 ・終了後すぐに見ることができ、活発な意見が出てよかった。
議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・総務産業常任委員会の意見：わかりやすくて良い。その後の進捗を知らせてほしい。 ・QRコード：サイトを探す手間が省ける。若い人たちの議会への興味もこのようなことで始まるのでは。 ・議員の顔と氏名、人柄がわかるページがあり親しみを感じた。 ・研修会に参加した感想や議員のひとことが載るコーナーがあると楽しい。 ・子供たちへも、学習できるようなアピールがあると嬉しい。
議会への意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・町民と懇談ができる井戸ばた会議の開催は意義あると思う。 ・少数の議員でも「出前議会」のような取り組みがあると、身近な課題を話したり、疑問に思うことを聞いたりしやすいと思う。 ・立場を超えて、いいもの・改善すべきものは超党派で議論してほしい。
政策・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・議決された政策に対しては、議員も前向きな姿勢で取り組んでもらいたい。 ・「自分は賛成しなかった」という態度では、町民は一体どこを向いて未来に進めばよいのでしょうか。 ・町の総合計画・都市計画マスタープランとの整合性があるか、議員それぞれで分析してほしい。

総務産業常任委員会より

10/9・10 町内所管事務調査
10/23・24・25 町外所管事務調査

を実施しました。



※ 調査の詳細につきましては次号にてお知らせします。

編集後記

「原案通り可決」と報道されますが、決定に至るまでは、議会運営委員会や総務産業常任委員会に諮り、必要に応じ担当課の話を聞いた上で、本議会へ戻され採決します。

本会議で原案通り可決。となりますが提案前の議案と議決後の採択には、原案通りではない考え方が含まれています。それは意見として付されたり、担当課に申し入れたり。チーム議会として、行政の最適解を常に探りながら審議をしています。

議会最終日に総務産業常任委員会・委員長報告で委員会付託をされ審議された要旨が報告されますが、実際は本会議で審議されている何倍もの時間をかけて議論をしています。

議会の見えないところで前頭葉が熱くなるような論議がされ、議会で決定していくのです。

(小原)



議会広聴広報特別委員会
(議会だより編集委員会)

委員長 中田 豪之助
副委員長 小原 仁興
委員 我孫子 洋昌